

○遠野市史編さん原始・古代・中世部会設置規則

令和2年3月31日

規則第7号

(設置)

第1条 遠野市史の編さんを効率的に推進するため、遠野市史編さん原始・古代・中世部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、遠野市史における原始時代及び古代から中世までの時代に関する項目の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集その他の編さんに係る作業を行う。

(組織)

第3条 部会は、部会長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表するものとし、市史編さんに関する顕著な識見を有するもののうちから市長が委嘱する。

3 委員は、市史編さんに関する識見を有するもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、遠野市民センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。